

# 委託業務特記仕様書(舗装修繕業務)

## (目的及び業務内容)

第1条 本業務は、阿南市内に点在する舗装等の修繕業務であり、受注者は、発注者からの修繕指示に基づき、工法確認を行った上で、作業にとりかかるものとする。

## (現場責任者)

第2条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内(10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面(様式1)をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者(下請負の場合も含む)、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事(4000万円未満)の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

## (現場責任者に対する措置請求)

第3条 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

## (土木工事共通仕様書の適用)

第4条 本工事の施工にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## (土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

第5条 「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」に対する変更及び追加仕様事項は、別添のとおりとする。

2 現場代理人及び主任技術者等は適用しないものとする。

## (再委託等の禁止)

第6条 主たる部分は舗装工事とし、第三者に請け負わせてはならない。

## (交通誘導警備員等)

第7条 受注者は、交通誘導警備員を配置する業務にあたっては、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ監督員等の請求があるときには、これを掲示しなければならない。

(地下埋設物件の調査)

第8条 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し、工事着手前に監督員に報告しなければならない。

(作業指揮者の報告)

第9条 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛の作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

(機械の搬入、搬出)

第10条 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込み作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図等により行わなければならない。

また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(輸送経路等の上空施設への接触事故防止)

第11条 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

(トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用)

第12条 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。

(排出ガス未対策型建設機械の使用)

第13条 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じなければならない建設機械(以下「未対策建設機械」という。)を使用することができる。未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として設計変更を行うものとする。

(輸送経路の報告)

第14条 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。特に輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

(出来高の算出)

第15条 舗装修繕業務における数量は予定数量であるため、実施時においては、実績を適切かつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。履行完了時は、工事実績において精算を行うこととする。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第16条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

令和      年      月      日

殿

受注者    住所  
氏名

印

現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

|                         |                         |                  |
|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 氏 名 (生年月日)              | (      .      .      生) | 現場責任者の<br>顔写真を貼付 |
| 取 得 資 格 等<br>(取得資格があれば) |                         |                  |

- ※1    現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
        ＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2    取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1)    取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2)    資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書  
              の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

# 事故発生時連絡者届出書

令和      年      月      日

南部総合県民局長    殿

代表者    住                      所  
                 商号又は名称  
                 代    表    者                                      印

- 1    工事（業務）名等
- 2    路    線    名    等
- 3    工事（業務）箇所

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。  
なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

|   | 連絡する者の所属・役職 | 連絡する者の名前 | 電話番号 |
|---|-------------|----------|------|
| 1 |             |          |      |
| 2 |             |          |      |
| 3 |             |          |      |

※ 3 名まで届け出可

## < 遵守事項 >

- ① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ② 届け出た 3 人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等にあっては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。